

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年5月9日（令和元年（行情）諮問第5号）

答申日：令和元年9月27日（令和元年度（行情）答申第219号）

事件名：特定番号の審査請求事件に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定番号事件に係る書類一式（詳細は別紙のとおり）」（以下「本件対象文書」という。（注））につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

（注）「別紙」は、別表の1欄の文書名のとおり。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月14日付け京労発安1114第2号により京都労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）趣旨及び理由

「不開示とした部分」について不服があり変更を求める。

（2）不開示とした部分についての不服の詳細内容

ア 本件開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」には不開示とした部分について、次の①ないし⑥が記載されています。

①審査請求人及び関係者の住所・氏名，②雇用保険受給手続の日付，
③雇用保険の受給金額，④審査請求人が代表となっている法人の名称・所在地等（法5条1号）

⑤法人の印影（法5条2号）

⑥雇用保険の不正受給に係る考え方（法5条6号）

このうち、上記①の関係者については、知人とその息子，同僚といった個人はともかく、審査請求を代理した弁護士や立会審理に参加した参与（雇用保険審査参与）等は除外されるべきです。

代理人弁護士については、過去の答申にて「請求人代理人の資格、

氏名，郵便番号，事務所所在地，事務所名，電話番号及びFAX番号には，当該再審査請求人を識別することができる記述等は含まれておらず，これを公にしても当該再審査請求人を特定することが可能であるとはいえないことからすると，当該再審査請求人の権利利益が害されるおそれはないと認められるので，開示すべきである。」（平成28年（行情）答申第121号等）と判断されています。

雇用保険審査参与については，官報に氏名が記載される（平成31年1月25日第7434号等），複数の県の経営者協会のWEBにて氏名・所属が公開（静岡，愛知，三重，岐阜，富山などで確認）されていることから，弁護士と同様に開示されるべきです。過去に参与の氏名が開示された例もあります（平成22年（行情）答申第403号）。

上記⑥については，何が不正受給となるのかの判断例や判断基準，その根拠等については除外されるべきです。

過去の答申では，”不正受給防止のための調査確認を行う際の着眼点となる事項“について不開示を認めたもの（平成27年（行情）答申第111号，同第370号）がありますが，不正受給防止ではなく不正受給そのものに係る事項は開示されるべきです。不正受給の判断基準等を公開せず，専ら不正受給は必ず発見され処罰される等の脅しを行うのでは，雇用保険の受給者は不正受給に該当する行為とは何かを正確に理解できず，誤って不正受給してしまうことを防げません。これは不健全です。

本件対象文書の審査請求人のように過去に（代表権のある）取締役であった者について，「雇用保険受給のしおり」には「会社・団体の役員に就任したとき。また，現在役員に就任している場合。（事業活動及び収入がない場合は窓口でご相談ください。）」としか記載されていないところ，もしも京都労働局では法人登記簿により判定する旨が周知されていたならば，不正受給となることを回避できたかも知れません。そして，これらの情報を開示しても不正受給を安易にしたり，不正の発見を困難にすることになるとは考えられません。

法人代表者の受給資格決定について，別の特定番号の事件の決定書では，「実態がどうであろうと，法人登記簿上代表であれば，事業を行っているものであり，受給資格の決定はできない」とあり，最後に「本件のような取扱いが少なく広く周知されていない。個々に窓口対応となる事案に対して，原処分庁は適切な説明を速やかに行うことができるように資料整備を図り，丁寧な対応がされることを期待するものである。」との付言がなされています。行政の実態を

正確に理解するために積極的に情報公開を求めても、開示されないというのは理不尽に思います。

以上により、上記①と⑥から除外されるべき部分については開示を求めます。

イ 開示の実施を受けた文書を確認すると、上記アの①ないし⑥（中略）に該当しないと思われる部分についても不開示とされているようなので、本当に不開示とされる部分であるのか確認を求めます。該当しないと思われる部分を次頁以降の表（略）に例示します。上記①ないし⑥に該当しない部分については開示を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年10月15日付けで処分庁に対し、法3条の規定に基づき開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成31年2月11日付け（同月12日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、不開示部分に係る法の適用条項を、法5条1号、2号及び6号から同条1号、2号イ及び6号柱書きに改めた上で、原処分における不開示部分のうち、一部を新たに開示し、その余の部分については、原処分を維持することが妥当であるものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書について

(略)

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

特定の個人の氏名や特定の処分日等の個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については、法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

特定の事業所の登記事項等の情報については、開示することにより、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当することから、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性について

不正受給調査に係る調査手法に関する情報であって、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不正受給等の違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、法5条6号柱書きに該当することから、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、法務局の登記官印の印影及び特定個人に係る住民票を交付した地方自治体の公印の印影については、法5条各号の定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「不開示とした部分」について不服があり変更を求める旨主張しているが、不開示情報該当性については、上記3(2)で述べたとおりである。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書については、原処分の一部を変更し、上記3(3)で開示するとした部分を新たに開示した上で、その余については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|----------|---------------|
| ① | 令和元年5月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月24日 | 審議 |
| ④ | 同年9月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別表の1欄に掲げる文書である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、2号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の6欄に掲げる部分）について

ア 通番1は、雇用保険に係る特定番号の審査請求事件（以下「特定番号事件」という。）の審査請求人（以下「雇用保険請求人」という。）の代理人弁護士の名及び事務所の郵便番号、所在地、名称及び電話番号である。

当該部分が記載されている文書は特定番号事件に係る審査請求書であり、雇用保険請求人の氏名及び住所並びに審査請求の趣旨・理由等と合わせて記載されていることから、同審査請求書は、一体として雇用保険請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該審査請求書は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分には、雇用保険請求人を識別することができる情報は含まれておらず、これを公にしても同人を特定することが可能であるとはいえないことからすると、雇用保険請求人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

また、当該部分のうち、代理人弁護士の氏名を開示しても、本件事案の場合、雇用保険請求の代理人となったことが明らかになるのみであり、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

さらに、代理人弁護士の氏名が不開示情報に該当しない場合、当該弁護士の事務所の郵便番号、所在地、名称及び電話番号は、日本弁護士連合会の弁護士情報検索において検索可能であるから、これも不開示情報には該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2ないし通番5（8頁2行目を除く。）、通番6、通番7及び通番23には、雇用保険請求人の性別、その雇用保険の給付日数及び金額並びに同人が設立した法人の設立日等が記載されており、当該部分は、雇用保険請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、雇用保険請求人の性別及び同人が設立した法人の設立日等は、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められる。また、その余の部分（雇用保険の給付日数及び金額等）については、諮問庁は、別件諮問事件において、別表の通番40に掲げる決定書と同一の文書を諮問に当たり追加して特定し、その一部を開示すべきとしているとのことであり、当審査会において、当該同一の文書の提示を受けて確認したところ、当該部分は、諮問庁が同文書について開示することとしている情報と同様の内容と認められる。

このため、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当すると認められ、また、当該部分を開示することにより、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番5の8頁2行目及び通番9は、特定公共職業安定所長による意見書の日付、特定の法人の履歴事項全部証明書の交付日、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による登記の日付及び登記の電算化による移記の日付であり、法5条1号に規定する個人に関する情報に該当するとは認められない。

また、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番11ないし通番13、通番17、通番24、通番28、通番30、通番36、通番38の111頁部分及び116頁部分並びに通番40（165頁部分を除く。）には、雇用保険請求人の性別、その雇用保険の給付日数及び金額等並びに同人が設立した法人の設立日及びその登記簿謄本の交付日並びに特定個人に係る住民票を交付した地方自治体の名称が記載されており、当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、雇用保険請求人の性別、地方自治体の名称及び法人の設立日等は、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容と認められる。また、その余の部分（雇用保険の給付日数及び金額等）

については、諮問庁が別件諮問事件において追加して特定し、その一部を開示すべきとしている文書（上記イに掲げる別表の通番40に掲げる決定書と同一の文書）の提示を受けて当審査会が確認したところ、諮問庁が同文書について開示することとしている情報と同様の内容と認められる。

このため、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当すると認められ、また、当該部分を開示することにより、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、京都労働局が行う雇用保険給付等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番15の36頁7行目、通番16、通番32ないし通番35は、特定公共職業安定所長による意見書の日付、特定の不動産の登記事項証明書の登記の電算化による移記の日付及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による登記の日付であり、法5条1号に規定する個人に関する情報に該当するとは認められない。

また、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、京都労働局が行う雇用保険給付事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番15（上記オを除く。）、通番19、通番31、通番38の107頁6行目及び21行目ないし24行目部分並びに通番40の165頁部分は、雇用保険請求人の代理人弁護士の氏名並びにその事務所の名称及び所在地である。

これらが記載されている文書は特定番号事件に係る決定書、資料及び立会審理議事録であり、雇用保険請求人の氏名及び住所並びに審査請求の趣旨・理由等と合わせて記載されていることから、各文書は、それぞれ一体として雇用保険請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該各文書は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認めら

れない。

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分には、雇用保険請求人を識別することができる情報は含まれておらず、これを公にしても同人を特定することが可能であるとはいえないことからすると、雇用保険請求人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

また、当該部分のうち、代理人弁護士の氏名を開示しても、本件事案の場合、雇用保険請求の代理人となったことが明らかになるのみであり、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

さらに、代理人弁護士の氏名が開示情報に該当しない場合、当該弁護士の事務所の郵便番号、所在地、名称及び電話番号は、日本弁護士連合会の弁護士情報検索において検索可能であるから、これも不開示情報には該当しない。

同様の理由により、当該部分を開示しても、京都労働局が行う雇用保険給付等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番38の106頁、107頁の1行目ないし3行目部分、149頁、151頁、152頁、154頁ないし157頁及び161頁部分は、京都労働局雇用保険審査参与の氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされていることから、同号ただし書きに該当すると認められる。

また、京都労働局雇用保険審査参与の氏名を公にしても、特定の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、京都労働局が行う雇用保険給付等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番39は、厚生労働省雇用保険課が質疑応答形式で作成した不正受給関係疑義解釈集の一部であり、法5条1号に規定する個人に関する情報に該当するとは認められない。

また、当該部分を見分したところ、個別具体の事案に関することは記載されておらず、雇用保険法で定める失業等給付の受給資格に関する解釈が記載されているにすぎないと認められることから、これを公にしても、特定の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、京都労働局が行う雇用保険給付等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の6欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1の代理人の印影部分について

当該部分は、雇用保険請求人の代理人弁護士印の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められることから、これを公にすると、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番1（上記アを除く。）ないし通番9及び通番23について

当該部分には、雇用保険請求人である特定個人の氏名、住所、郵便番号、生年月日、年齢、印影及び電話番号並びに特定個人が所属した会社の名称及び登記事項並びに特定個人による審査請求等に係る日付及びその離職日等の雇用保険の処分に係る具体的な内容が記載されており、それぞれ一体として雇用保険請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、雇用保険請求人の個別の審査請求事件に係る情報であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、雇用保険請求人である特定個人の氏名、住所、郵便番号、生年月日、年齢、印影及び電話番号並びに同人が所属した会社の名称は、個人識別部分であり、部分開示の余地はなく、その余の部分についても、雇用保険請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番15及び通番19の代理人の印影並びに通番18の特定団体の印影について

当該部分は、雇用保険請求人の代理人弁護士印の印影及び特定団体の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められることから、これを公にすると、当該弁護士及び当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番38の109頁部分について

当該部分には、京都労働局が業務を委託している事業場の名称が記載されており、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番10ないし通番14、通番15（上記ウを除く。）、通番16、通番17、通番18（上記ウを除く。）、通番19（上記ウを除く。）、通番20ないし通番22、通番24ないし通番37、通番38（上記エを除く。）及び通番40について

当該部分には、雇用保険請求人である特定個人の氏名、住所、生年月日、電話番号及び署名並びに同人からの聴取内容、同人が所属した会社の名称及び登記事項等、同人による審査請求等に係る日付並びにその離職日等の雇用保険の処分に係る具体的な内容が記載されており、一体として雇用保険請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、雇用保険請求人の個別の審査請求事件に係る情報であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、雇用保険請求人である特定個人の氏名、住所、生年月日、電話番号及び署名並びに同人からの聴取内容並びに同人が所属した会社の名称

は、個人識別部分であり、部分開示の余地はなく、その余の部分についても、雇用保険請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 本件対象文書		2 通番	3 諮問 庁が「 新たに 開示す る部分 」とし ている 部分	4 諮問 庁が 「不開 示を維 持する 部分」 として いる部 分	5 不開 示情報 (法5 条該当 号)	6 開示すべき 部分
文書名	頁					
労働保険審査請求(聴取)書(雇用保険)	1及び2	1	—	不開示部分	1号, 2号イ	1頁代理人氏名, 事務所の郵便番号, 所在地, 名称及び電話番号
甲第1号証 雇用保険受給資格者証	3ないし5	2	—	不開示部分		3頁「性別」欄, 「所定給付日数」欄, 5頁枠内5行目2文字目ないし5文字目, 19文字目ないし34文字目, 7行目2文字目ないし5文字目, 25文字目ないし35文字目, 8行目, 9行目, 10行目2文字目ないし11文字目, 24文字目ないし43文字目, 11行目
甲第2号証 雇用保険における失業等給付の返	6	3	—	不開示部分		6頁18行目26文字目ないし28文字目, 19行目

還命令書					
甲第3号証 失業等給付 の不正受給 に係る納付 命令書	7	4	—	不開示部 分	7頁14行目
意見書	8ないし 11	5	—	不開示部 分	8頁2行目, 2 8行目, 29行 目, 9頁4行目 22文字目ない し28文字目の 日付, 8行目3 2文字目ないし 9行目5文字目 の日付, 19行 目7文字目ない し9文字目, 1 0頁8行目
乙第1号証 雇用保険被 保険者離職 票	12 及び 13	6	—	不開示部 分	12頁「性別」 欄
乙第2号証 支給台帳全 記録照会	14 及び 15	7	—	不開示部 分	14頁「性別」 欄, 「所定給付 日数」欄, 「ト レーラー名称」 欄1行目, 11 行目, 「トレー ラー情報」欄2 行目1文字目な いし9文字目, 14行目5文字 目ないし10文 字目, 15頁 「性別」欄, 「トレーラー名 称」欄3行目な

						いし 5 行目， 「トレーラー情報」欄 2 行目 1 4 文字目ない最終文字， 3 行目 2 0 文字目ないし最終文字， 4 行目
乙第 3 号証 受給にあつたの申告書	1 6	8	—	不開示部分		
乙第 4 号証 雇用保険受給のしおり (抜粋)	1 7 ない し 2 1		—	—		
乙第 5 号証 法人登記簿 履歴事項全部証明書	2 2 及び 2 3	9	法務局の 公印の印 影部分	左記 3 欄 を除く不開示部分		2 2 頁「公告を する方法」欄， 「発行可能株式 総数」欄及び 「発行済株式の 総数並びに種類 及び数」欄中登 記日， 2 3 頁 「株式の譲渡制 限に関する規定」欄の登記 日，「登記記録 に関する事項」 欄中移記日，証 明書交付日
乙第 6 号証 聴取書	2 4	1 0	—	不開示部分	1 号， 2 号イ， 6 号柱書き	
乙第 7 号証 失業等給付 不正受給調査・納付命	2 5 及び 2 6	1 1	—	不開示部分		2 5 頁「性別」 欄，「受給状 況」欄中日数及 び金額，「処分

令処分伺						内容」欄の「返還命令の期間、日数及び金額」欄中日数及び金額、26頁「処分内容」欄の「納付命令の対象となる日数・金額」欄中日数及び金額、「処分内容」欄の「現実に納付を命ずる金額」欄
乙第8号証 雇用保険における失業等給付の返還命令書	27	12	—	不開示部分		27頁18行目 26文字目ないし28文字目、 19行目
乙第9号証 失業等給付の不正受給に係る納付命令書	28	13	—	不開示部分		28頁14行目
乙第10号証 リーフレット「雇用保険失業給付を受けようとする方へ！！」	29 ない し3 4		—	—		
乙第11号証 事業計画書	35	14	—	不開示部分		
反論書	36 ない し4	15	—	不開示部分		36頁代理人氏名、7行目

	0				
再意見書	4 1 ない し 4 3	1 6	—	不開示部 分	4 1 頁 2 行目
乙第 1 2 号 証 周知用チラ シ「『失業 認定申告 書』は正し く届出まし ょう」	4 4 及び 4 5		—	—	
乙第 1 3 号 証 失業等給付 に関する債 務の承認並 びに返納誓 約書	4 6	1 7	—	不開示部 分	4 6 頁「返納 額」欄 1 行目, 2 行目
乙第 1 4 号 証 事業計画書 等	4 7 ない し 5 6	1 8	—	不開示部 分	
再意見書に 対する反論 書	5 7 ない し 6 2	1 9	—	不開示部 分	5 7 頁代理人氏 名
乙第 1 5 号 証 雇用保険適 用事業所設 置届	6 3 及び 6 4	2 0	—	不開示部 分	
乙第 1 6 号 証 雇用保険事 業主事業所	6 5 及び 6 6	2 1	—	不開示部 分	

各種変更届						
乙第17号証	67	22	—	不開示部分		
法人登記簿謄本	68	23	法務局の登記官印の印影	左記3欄を除く不開示部分	1号及び2号イ	68頁登記日
	69及び70	24	法務局の登記官印の印影	左記3欄を除く不開示部分	1号, 2号イ及び6号柱書き	70頁登記簿謄本の交付日
乙第18号証 変更登記申請書	71ないし74	25	—	不開示部分		
乙第19号証 雇用保険被保険者資格取得届	75	26	—	不開示部分		
乙第20号証 雇用保険被保険者資格喪失届	76及び77	27	—	不開示部分		
乙第21号証 「リーフレット雇用保険の事務手続」(抜粋)	78及び79		—	—		
乙第22号証 雇用保険被保険者資格取得届	80	28	—	不開示部分		80頁「性別」欄
乙第23号証	81	29	—	不開示部分		

社員一覧表					
乙第24号証 被保険者総合照会（得喪単位）	82	30	—	不開示部分	82頁「性別」欄
証拠説明書	83 及び 84	31	—	不開示部分	83頁代理人氏名
甲第4号証 土地所有登記事項証明書	85 ない し89	32	—	不開示部分	85頁6段目及び10段目の移記日，87頁下から3段目の移記日，88頁10段目及び20段目の移記日，89頁下から2段目の移記日
甲第5号証 建物所有登記事項証明書	90 ない し94	33	—	不開示部分	90頁7段目及び11段目の移記日，92頁下から2段目の移記日，93頁10段目及び20段目の移記日，94頁下から2段目の移記日
甲第6号証 土地所有登記事項証明書	95 ない し99	34	—	不開示部分	95頁6段目及び11段目の移記日，97頁3段目の移記日，98頁13段目の移記日
甲第7号証 法人履歴事項全部証明書	100 及び 101	35	—	不開示部分	100頁「株券を発行する旨の定め」欄の登記日，101頁

					「取締役会設置会社に関する事項」欄及び「監査役設置会社に関する事項」欄の登記日、「登記記録に関する事項」欄の移記日
甲第8号証 住民票	10 2	36	地方自治 体の公印 の印影	左記3欄 を除く不 開示部分	102頁欄外市 の名称部分
甲第9号証 陳述書	10 3ないし 10 5	37	—	不開示部 分	
立会審理議 事録	10 6 ないし1 62	38	—	不開示部 分	106頁10行 目, 11行目, 14行目ないし 16行目, 18 行目ないし20 行目, 107頁 1行目ないし3 行目, 6行目2 文字目ないし6 文字目, 13文 字目ないし16 文字目, 21行 目ないし24行 目, 111頁1 7行目37文字 目ないし39文 字目, 18行 目, 22行目2 9文字目ないし 35文字目の日

					付, 1 1 6 頁 2 5 行目 2 4 文字 目ないし 3 0 文 字目の日付, 1 4 9 頁 2 4 行目 ないし 2 6 行 目, 1 5 1 頁 7 行目, 2 5 行 目, 1 5 2 頁 1 7 行目, 1 8 行 目, 2 1 行目な いし 2 3 行目, 1 5 4 頁 6 行 目, 2 2 行目, 2 3 行目, 1 5 5 頁 5 行目, 1 0 行目, 2 0 行 目, 1 5 6 頁 5 行目, 2 6 行 目, 1 5 7 頁 1 行目, 1 6 1 頁 1 5 行目, 1 6 行目
不正受給関 係疑義解釈 集（抜粋）	1 6 3 及 び 1 6 4	3 9	—	不開示部 分	全て
決定書	1 6 5 な いし 1 7 7	4 0	—	不開示部 分	1 6 5 頁代理人 氏名, 事務所 名, 事務所所在 地, 1 6 6 頁 2 9 行目, 1 6 7 頁 1 行目, 6 行 目 5 文字目ない し 1 1 文字目の 日付, 1 0 行目 1 2 文字目ない

						し18文字目の 日付, 22行 目, 169頁1 7行目, 172 頁5行目, 17 3頁32行目9 文字目ないし1 5文字目の日付
--	--	--	--	--	--	---

注) 理由説明書・別表の通番27及び40の下線部に誤植があり, 当審査会事務局で訂正した。